



Title	＜文献紹介＞ジュディス・バトラー著『触発する言葉 一言語・権力・行為体』
Author(s)	成田, 玲央奈
Citation	メタフュシカ. 2021, 52, p. 115
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85568
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《文献紹介》

ジュディス・バトラー著

『触発する言葉——言語・権力・行為体』

Judith Butler, *"Excitable Speech": A Politics of the Performative*. New York & London: Routledge, 1997

成田玲央奈

1. はじめに

本書では、中傷発言や憎悪発話が、いかにして中傷的な効果をもってはたらきかけるのかについて分析されている。その際、名称（蔑称）で呼びかけられるという中傷の形態が取り上げられ、その中傷効果について、主体構築の理論や国家の権力論、J.L. オースティンの言語行為論など多岐にわたる観点から検討が行われている。本稿ではそのうち、憎悪発話のもつ行為遂行性の効力を、発話内行為の観点からではなく、発話媒介行為の観点から捉え、それによって憎悪発話が現状もつとされる中傷的な力に対抗し、従来とは異なる効果をもたらすことが可能になることを示す理論に着目し、本書を再構成する。

2. 言葉による中傷

バトラーは序論において、いかにして言葉が中傷する力をもつかを考察し、中傷の形態として、「名称（蔑称）で呼ばれること」を取り上げる。しかし名称で呼ばれることは、主体が言語によって構築される条件の一つでもあるため、その全てが中傷となるわけではない。そこで、言葉や表現のどの部分が人を傷つけるのかが問題とされる。しかしバトラーは、「言葉による中傷は、名指された言葉だけによってなされるのではなく、名指し方——主体を呼びかけによって構築するときの様式（傾向や慣習的態度）——にもよる」（2：四）¹と指摘する。したがって、中傷的な言葉がこういったものかを考える際に、単に言葉だけを検分することは不十分である。しかし中傷

¹ 本文における引用については、原書と邦訳書（『触発する言葉——言語・権力・行為体』、竹村和子訳、岩波書店、2004年）を併記する。ここでは原書のページ数をアラビア数字、邦訳書のページ数は漢数字で表す。本稿中の引用はすべて本書からの引用である。また訳語は適宜変更した。

的な言葉が、ゆるぎない中傷的な力をもつとみなす立場が存在する。そこでは、言葉と中傷的な力および効果が直接結び付けられている。またある種の発話が、発話と切り離しがたい仕方で文脈をもたらしという主張や、言葉の中傷効果が完全に文脈的なものであるという主張が存在する。前者は、ある発話がなされる際には常に決まった文脈がもたらされることを前提し、後者は、中傷効果を生み出す特定の文脈をあらかじめ想定している。バトラーは、中傷的な力や効果が、言葉や発話、また特定の文脈に固定されているとみなすことに反対し、不快な発言が頻繁に意味づけなおしに晒されていると述べる。そこでバトラーは、「不快な発言の再演や意味づけなおし——不快な発話となると同時にそれに対抗するような言語力の配備」(13: 二二)について考察をおこなう。バトラーは、発話や発話時の文脈と、それが生み出す効果の間に隔たりがあるとみなすことで、発話行為によって、元の発話や元の文脈を意味づけなおすことが可能であると考ええる。すなわち、発話行為のなかの中傷効果が、必ず発話行為やそれを作り維持している文脈に結びつくとは限らないとみなすことで、当初の発言の文脈から離れて、意図しなかった新しい文脈をもつ可能性や、憎悪発話を逆手にとって利用し、それを別の文脈で再演させる可能性を見出すことができる²。

しかし国家に対して憎悪発話の規制を求める立場では、憎悪発話と中傷的な効果が常に結び付けられ、憎悪発話は単に憎悪を伝えるだけではなく、中傷行為そのものになるとみなされている。また憎悪発話をする人は、統治性をもった主体であるとされ、統治的権力を行使し、発言したことを発言した際におこなっていると考えられている。バトラーは、オースティンの言語行為論³を引き合いに出し、こうした見解が、憎悪発話の持つ行為遂行性の効力を、発話をすなわちふるまいであるとする発話内行為の観点から考えていることを批判し、発話媒介行為の観点から検討する重要性を示している。

オースティンは、発話内行為と発話媒介行為を区別し、前者は語りながら語ることをおこなう発話行為であり、後者は語りの結果としてある効果を生む発話行為であると定義している。憎悪発話を発話内行為の観点からとらえる立場では、憎悪発話がすなわち中傷行為であり、憎悪発話によって呼びかけられた人々を、社会的に従属的な立場に主体として構築し、支配関係の構造を再び呼び起こすと考えられている。バトラーはこうした見解を批判し、すべての発話行為が他人に対して力をふるう行為となり、発話行為のすべてが効果を生み出し、一連の結果を導く力をもつとは限らないと指摘する。バトラーによれば、オースティンは発話行為が行為遂行性をもつと考えたが、同時に行為遂行性が失敗する例についても述べている。発話行為のすべてが有効な行為になるわけではなく、発話が行為遂行的ではないときの行為は、効果のない行為、あるいはほとんど効果のない行為となる。バトラーは、発話の行為遂行性がうまく機能せず、発話行為が有効な行為とならない場合に着目し、憎悪発話がうまく機能しない際に、それに対する批判的応答

² バトラーはここで、発話が当初の目的とは正反対の意味となつて引用され、逆の効果を演じる可能性をもつことを示す例として、「クイア」という語の価値が変わったことを挙げている。

³ バトラーは次の論文を参照している。J.L. Austin, *How to Do Things with Words*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962, (J.L. オースティン『言語と行為』坂本百大訳、大修館書店、1987年)

が可能になると考えている。憎悪発話が必ず中傷的な効力をもつと考えることは、憎悪発話が、行為遂行性を必ず適切にはたらかせることができるとみなすことである。またそれは、憎悪発話が蔑称で呼びかけることで、主体を従属的な立場に構築する力を常に認めることでもある。そうした効力を憎悪発話に認めることで、それに対する批判的応答の可能性が予め排除され、中傷の総体的効果を追認することになる。したがって、憎悪発話が主体を構築するためにはたらくとしても、「その構築は最終的なものであり、効力をもつものなのか。そのような発話が生み出す効果を破壊したり、転覆させる可能性はないのか」(19: 三〇)を問いかける必要があるといえる。バトラーはこうした、発話が生み出す効果の破壊や転覆を起こす可能性を、反復という行為に見出している。反復が常にこれまでと同じ仕方では起こるわけではないとみなし、発話行為をそれを支える慣習から切り離すような反復や、慣習から切り離すことで、中傷という効果を強化するのではなく、混乱させるような反復をおこなう可能性について検討する重要性をバトラーは示唆している。

3. 隠蔽される言語的慣習と歴史性

バトラーによれば、憎悪発話を発話内行為の観点からとらえる立場においては、憎悪発話をおこなう主体は同時に中傷行為をおこなうと考えられている。このとき前提となっているのは、主体が、憎悪発話の行為遂行性を、必ず有効にはたらかせることができる統治的な権力をもっているということであり、こうした見解は、オースティンの行為遂行性の説明に依拠しているといえる。オースティンは、発話行為の前に統治的主体が存在すると想定し、語ることでその内容を行為している人を、裁判官に例えている。裁判官が宣告を与えるとき、裁判官が正当であり、適切であるという限りにおいて、その宣告は行為となり、拘束力をもつ。バトラーによればこのとき、「行為遂行的な発話を効果的に発する人は、疑いようのない権力にしたがってそれをおこなう人と考えられている」(49: 七七)。バトラーはこの見解に対し、宣告や呼びかけによって、名づけるものを生じさせ、発話したことを行為する権力が、行為遂行的な発話を効果的に発するために必要である場合、その権力は誰がもち、どういったものであり、またその枠組みの中で、中傷的な言葉をどう説明すればよいのかを問いかける。

バトラーによれば、主体は自身に帰属するような統治的な力をもっておらず、主体が発話の行為遂行性を有効にできるのは、権威的な歴史性や慣習による権力を蓄積し、さらにその力を隠蔽している言葉を引用しているためである。中傷的な言葉を発する人は、その言葉を作成しているのではなく、引用している。この際主体は、権威的な歴史性や慣習によって蓄積した力をもつ言葉を引用し、それを通して自身を発話の行為遂行性を有効にする力をもつ主体として位置づける。さらに主体は、中傷的な言葉を引用することによって、自身をそうした発話の起源者として、中傷をおこなう歴史の時系列の中に位置づける。しかし主体が発話の起源者として生み出されるのは、引用をおこなった結果である。引用という行為によって、主体は行為遂行性を効果的にはたらかせることが可能となるが、そのとき主体は発話の起源者であるとみなされているため、主体が引用した呼びかけの長い伝統は隠蔽される。したがってこの見解に沿えば、中傷的な発話が人

を傷つけることが可能になるのは、歴史や慣習によって中傷的な力を蓄積しつつ隠蔽する言葉を、主体が自身を発話の起源者として引用することで、その行為遂行性を機能させるためである。

しかし、憎悪発話の規制を求める人々が中傷的な発話を告発する際には、中傷的な発話の由来は単一の主体や行為に置かれ、主体は発話の起源者であるために、その責任を負う者であるとなさされている。ここでは、歴史を引用した主体を告発することによって、その歴史的な事柄それ自体が、一時的にはあるが解決されたとなさされてしまう。その結果、主体が引用によって有効にはたらかせている中傷的な力の背景に存在する慣習や歴史性についての分析が、おろそかになる危険性があるといえる。しかしバトラーは、主体が中傷的な発話をしても告発されるべきでないと述べるわけではない。バトラーが指摘するのは、憎悪発話をする主体は、その起源であることに對してではなく、「憎悪発話をどう反復したかということに對して、また憎悪発話にふたたび活力を与えたということに對して、また憎悪と中傷の文脈をふたたび作り出したということに對して、責任がある」(27: 四四)ということだ。ここでバトラーは、憎悪発話の反復の仕方によって、それに活力を与えず、憎悪と中傷の文脈を作り出さない場合を想定しており、憎悪発話自体ではなく、憎悪発話が中傷効果をもたらしたということを問題にする必要性を考えているといえる。発話をふるまいであるとなす場合、歴史的、慣習的に中傷的な意味をもつ発話をすれば、中傷行為が成立するために、憎悪発話を単に規制しようとする。しかしそれは、憎悪発話に沈殿した中傷的な歴史性や慣習を、その言葉に固定することとなり、憎悪発話が再演され意味づけなおされることで、中傷的な力が混乱し、それに対する批判的な応答をおこなう可能性を予め排除することになる。しかし中傷がおこるのは、憎悪発話が生み出した中傷効果のはたらきであり、発話と効果の間に隔たりを見出すことで、言語がもつ慣習および歴史性を現状と全く同様に反復するのではなく、これまでとは異なる引用や反復の仕方によって、それらの中傷効果を変更させる可能性を見出すことができる。

このように、憎悪発話をそれが生み出す中傷効果に着目し、発話媒介行為の観点からとらえる重要性を、バトラーは次のように述べる。

中傷的な発話の行為遂行性を、発話媒介的なものとして考えるなら（発話は効果をもたらすが、効果そのものでないならば）、そのような発話は、一連の不必要な効果を生産したという理由でのみ、中傷的な効果を与えるものとなる。したがってそれとはべつの効果がその発言から生じることになれば、そのときこそ、そういった発言を利用し、逆転させ、べつの文脈を与えることが可能となる。他方、もしも法的手段が、憎悪発話を発話内的なものとなす見方をとるかぎり（発話が中傷的な効果を、発話と同時に不可避的に行使するかぎり）、対抗発話によってその種の憎悪発話の力を無害にする可能性は、閉め出される。(39: 六一―六二)

4. 暗黙の検閲と行為遂行性

バトラーは、発話行為の前に統治的な主体が存在するという見解を否定し、主体が発話を行為

遂行的に機能させることができるのは、歴史や慣習によって力を蓄積しつつ隠蔽する言葉を引用するためであると考えている。またバトラーは、発話行為が主体に先行し、主体は名指されることによって言語のなかで構築されており、権力をもって語る人は、まず自分が名指されることで、発話の権力をもつようになったのであり、主体に予め統治的な力が賦与されているわけではないと主張する。それでは、名指しによっていかにして主体が構築され、どのように権力がはたらいっているのか。このことは、バトラーによる検閲についての考察から読み取ることができる。

検閲は通常、国家による人々の発話に対する制限であると考えられている。しかしバトラーは、検閲が発話を生産するための手段であり、許容しうる発話を決定し、そうではない発話を予め制限するものであるとみなしている。バトラーによれば、検閲のメカニズムは、「主体の生産に積極的に関わるのみならず、発話可能な言説の社会的範囲、すなわち公的言説において何が認可され、何が認可されないかの範囲を画定するものでもある」(131-132:二〇五)。またバトラーは、暗黙の検閲と明白な検閲を区別して、前者は発話主体を暗黙のうちに形成する検閲作用であり、後者はそういった主体にあとから課せられる検閲行動であると考えている。バトラーは暗黙の検閲作用に着目し、こうした検閲が明白かつ暗黙の規範にしたがって主体を生産し、また主体の生産が発話の規制と深く関わっていることを提起する。すなわち、検閲は明白かつ暗黙の規範によって、発話可能な領域を決定し、その規範にしたがって発話している者を主体として生産している。そこでは、発話可能なものと発話不可能なものが区別され、そうした予めの排除によって、主体は発話可能な領域において生産される。また予めの排除は、一度だけ起こるのではなく、その権力と効果を再固定するために継続して反復される。したがってバトラーは以下のように述べる。

わたしがここで提起したいのは、予め排除されている言葉を他の目的のために積極的に誤用することであり、もともとの適切な意味を不適切な意味に置き換えることであり、それによって、検閲が権力の「生産」形態としてはたらいっていると捉えなおすことにある。(138-139:二一六)

検閲はその暗黙の作用によって、発話が形成されるよりも前に、発話可能なものと不可能なものを区別することで予めの排除を行い、発話の主体形成に関与している。このように検閲を予めの排除であると理解し、表現の可能性に先立つ規範をとおして言語領域そのものが構築されると認識することで、規範性の権力がどのようににはたらいっているかを再考する契機になることをバトラーは指摘する。

以上のように、検閲が主体を生産すると理解するとき、行為遂行性は、主体が社会的に構築される際の強力な潜在的な方法の一つであるとバトラーは言う。また行為遂行性は主体形成にとっただけでなく、主体の継続的な政治的抗争や再形成、および再定式化にとっても重要であり、バトラーはこうした点に反乱行為としての発話行為の可能性を見出している。発話行為は、すでに権威づけられている限りにおいてのみ、その権威を行使するという議論は、そうした行為を権威づけている文脈がすでに存在していること、また発話行為は、それを権威づけたり、権威づけな

かったりする文脈を変えるようには機能していないということを想定している。しかしバトラーは、行為遂行性の誤用や収奪が、現在流通している権威や、それがおこなっている排除を摘発する契機になりうると考えている。憎悪発話は、確かにそれが投げかけられる人を沈黙させる行為である。しかしそれは、沈黙化させる語彙のなかに予期せざる返答の可能性をもつものでもある。したがって、憎悪発話に対する応答は、その行為遂行性を常に有効にはたらくとは認めないことであり、通常と異なった手段とするために、それを押収することである。

バトラーは、名称（蔑称）で呼びかけられることが中傷の形態の一つであると主張すると同時に、「名前を言う行為が、それとは逆のものを起動させる発端になるかもしれない」（163：二五二）と考えている。主体は名称で呼びかけられることによって構築されるが、その際先行する権威に単に従属するというのではない。そうした権威は反復によってその効果を固定しているにすぎず、元の文脈から断ち切れ、無効となる可能性に開けている。また、「人を傷つける言葉は、それが作用している先行領域を破壊するような再配備をおこなうさいに、抵抗の手段となる。その種の再配備とは、先行する権威をもたずに言葉を語ること」（163：二五二）であるとバトラーは述べる。したがって、現状権威をもっている中傷的な言葉に抵抗するためには、そうした権威をもたないような現状とは異なる仕方と言葉を語ること、元の権威を破壊する必要があるといえる。

5. 憎悪発話への対抗——結びにかえて

バトラーは本書において、発話内行為の観点から、憎悪発話が中傷行為をおこなうと主張し、国家に規制を求める立場を批判した。憎悪発話が常に効力をもち、その行為遂行性を有効に行使するとみなすことは、憎悪発話をおこなう主体に統制的な権力を付与し、その中傷的な力を固定する。しかしそうした中傷的な力は、権威的な歴史性や慣習から引用されたものであり、また主体が発話の権力をもつプロセスである主体形成の際には、検閲により発話不可能なものが予め排除され、発話可能な領域をとりしきる規範の力がはたらいっている。したがって憎悪発話に対抗するためには、いかにしてそうした発話に中傷的な力が付与されているかを考察することが重要である。憎悪発話を発話媒介行為のように捉え、発話による中傷や従属化は、発話の結果として導き出される効果であるとみなすことで、発話と行為や、文脈と効果の間に隔たりを見出すことが可能になる。そうした隔たりを認めることで、現状の憎悪発話がもつ中傷的な効果を変化させ、それらに対抗していく可能性を見出すことができ、バトラーはそうした事例として次のような状況を想定している。

たとえば人種差別的な発話に異議が唱えられ、その発話が、それが擁護し促している従属化の効果をもたなくなる状況がある。語りと行為のあいだのこの損なわれた関係がうまく利用されて、語りから、その予定されていた行為遂行的な力を奪うのである。しかも、もしもその同じ発話が、それが投げかけられる人によって取り上げられ、向きを変えられ、言い返しや言いかえの機会になるなら、人種差別的な発話は、その起源の人種差別からある程度解き

放たれていくのではないか。(92-93：一四五)

このような、憎悪発話からそれが現状もつとされる行為遂行的な力を奪い、それを逆手にとって利用し対抗する機会は、発話とふるまいの間に隔たりがないとし、憎悪発話が常に行為遂行的な力を行使し、中傷をおこなうという立場からは見出すことができない。したがって、憎悪発話に対抗するために重要となるのは、それらが常に効力をもつと主張し規制を求めることで中傷的な力を固定し、行為遂行性を行使する権力を付与することではなく、憎悪発話の行為遂行性が、常には有効にはたらかないことを主張し、現状の中傷性とは異なる意味や効果をもつように利用し、批判的な対抗を行っていくことであるといえるだろう。

(なりたれおな 哲学哲学史・博士前期課程)